

## 奈良家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

令和4年6月20日（月）午後1時20分から午後3時00分まで

### 2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（家裁委員）

三岡祥之、西川恵造、村尾卓志、田中妙子、八重幸史、牧之段学、中西達也、  
福田あづみ、中島栄、田中健治

（事務担当者等）

柏原啓志、辻循、福富幸治、多田達也、松本八千代、宮本尚徳、黒澤郁夫、安藤和孝、鵜川佳子

### 4 議事（□：委員長、○：委員、●：事務担当者等）

- (1) 委員長挨拶
- (2) 前回テーマの事後報告
- (3) 新委員紹介・挨拶
- (4) 意見交換

テーマ「子の福祉を踏まえた調停運営について」

（裁判所から基本説明をした上で、意見交換を行った。）

- 子の意思を把握するための工夫や、父母に子の視点を持ってもらうための工夫について意見交換を行いたい。また、先ほどの家裁調査官による説明に関する質問等があれば伺いたい。
- 家裁調査官が調査を行う機会は限られたものであろうが、1回、2回の調査では分からぬこともあると思う。時間も費用もかかると思うが、子どものためには継続的な調査を行ってもらいたい。また、離婚が成立して、養育費を支払うことが決まったのに、養育費の支払が途中で止まったとの話を聞くことがある。そのようなケースをケアするためにも、定期的、継続的な調査を行ってもらえるとより子どものためになるのではないかと思った。
- 子どもの調査の継続性や回数の実情について、家裁調査官から説明されたい。
- 子どもの意向や心情は、状況に応じて変化していくものである。そのときどきの意向やニーズを把握して父母に伝え、子どもにとって良い解決を提示していく視点が非常に大事であると日々の執務において感じている。1回調査をした後に、短い期間に調査を繰り返すことは、話を蒸し返すような面もあって難しい。しかし、状況に変化があれば、その都度、子どもの調査を行い、その時点での子どものニーズがどのようなものなのかを把握する必要があると考えている。
- 調停が成立した後、養育費が支払われなくなった場合に、家裁調査官がどのように関わることができるのかについて、手続や制度の説明をお願いしたい。
- 養育費については、調停が成立したときに作成する調停調書は債務名義となり、

強制執行が可能な条項を作ることが可能である。不履行があれば給与や預金を差し押さえて強制的に換価することができる。また、履行勧告という制度もあり、強制執行までは行わないものの、家裁調査官が債務者に任意の履行を促す方法もある。

- 裁判所による継続的なチェックというものはないが、申立てがあれば、履行勧告や最終的には強制執行といった手続を執ることになる。
- 一概に子どもといつても、その年齢、性別、考え方、環境等は千差万別だと思う。じっくりと時間をかけた調査を行うのが一番望ましいとは思うが、奈良家庭裁判所では、例えば昨年はどの程度の事件数だったのか、家裁調査官は何人いるのか、子どもとの面談にどれくらいの時間かけているか等を教えてもらいたい。
- 令和3年度の事件数は、速報値であるが、調停事件の総数は793件であり、そのうち離婚調停や円満調停は264件、面会交流事件が76件であった。また、家裁調査官の人数は、本庁では9人が配置されている。
- 子どもの調査にかける時間はどの程度であるか。
- 子どもの年齢に応じて集中力も異なるため、長い時間がいいとは限らない。小学校低学年であれば40分程度、10歳以上になると1時間程度が目安だと思われる。もう少し大きくなれば、1時間を超える面談を行うこともある。

先ほど説明したとおり、子どもの心情、意向を把握するためには、父母の考え方や子どとの関わり方の実情といった背景事情を知る必要があるので、父母の面接をそれぞれ1時間程度行うこともあるほか、家裁調査官自身が子どもとの関係を作るための家庭訪問を検討する等、調査を行うまでの準備にも時間をかけています。例えば、子どもが一人の場合、父母調査や家庭訪問等を含めると、合計で4時間から5時間ぐらいは要することが多い。これら以外にも、保育園の調査等に更に時間をかけることもある。

- 先ほどの数の事件について、それだけの手厚い調査を9人の調査官で行うのは大変ではないか。調査の後には報告書の作成等もあるのだと思う。
- 先ほど紹介した事件数は、あくまでも全件数であり、そのうち家裁調査官が関与する件数は、裁判官が必要だと判断して調査命令を出した件数となる。
- 264件の離婚事件があっても、その全てにおいて家裁調査官が調査するものではないということか。
- そうである。

- 配布資料の調停場面の写真では、裁判所側の人々はスーツを着用する等、きっちりした服装で接している。子どもが自分の気持ちを素直に話すためには、知らない大人がスーツ姿で会うよりも、もう少しラフな服装で対応する方がいいのではないかと感じた。また、子どもにリラックスしてもらうためには、裁判所に来てもらうよりも、保育園や自宅といった日頃から馴染みのある場所で話を聞くこともいいのではないか。

また、書面で子どもの気持ちを確認するケースもあるとのことであったが、例えばアンケート形式にして子どもにとっても、父母にとっても理解しやすい書面にする等の工夫も考えられるのではないか。

- 写真は調停の当事者から話を聞く場面を再現したものであり、子どもの調査はこ

のようはずらっと大人が並ぶものではない。その上で、子どもの調査における家裁調査官の服装や面接場所、アンケート方式の工夫等について、家裁調査官から説明されたい。

- 子どもの調査における服装については、かっちりとしたスーツ姿で行うまでのことはないが、ワイシャツにズボンといった、大人が来ましたといった感じのことが多い。その中でも、なるべく子どもにリラックスしてもらいたいとの思いから、子どもの関心事や好きなおもちゃを聞くこと等で関係を作っていくようにしている。

場所については、子どもにとって慣れた場所が負担のない場所になるので、そういった場所で面談をすることももちろんあるが、子どもの自宅での面談では同居している親の影響力が大きい等、中立性が担保されにくい場合もあるので、事例ごとに最適と思われる場所を設定するようにしている。場合によっては、子どもへの負担が大きくなる面はあるものの、裁判所に来てもらってプレイルーム等で話を聞くこともある。

子どもに対するアンケート形式での意向把握は実例がないが、とても面白い手法だと思ったので、今後検討してみたい。

- このような家裁調査官の活動について今まで知らず、感銘を受けた。一方で、精神科医としての経験上、不安定な家庭環境に身を置く子どもが、見知らぬ大人に心情を吐露できるかというと、精神科医や心理士が時間をかけて数回の面接を重ねても本心を言わないことが多い。また、父親が虐待をしているような場合、子どもというのは教科書的な態度しか作らないので、数回の面接を経て客観的にはお父さんとの関係は良いという評価ができたとしても、実際の子どもの心情は反映できていないと考える。また、多くの子どもは両価的であり、親のことを好きという感情と嫌いという感情が同居しているので、その気持ちを評価することは非常に難しい。先ほどの説明の仮の事例は調査がすごく有用なケースであったと考えるが、果たして実際のそのような評価ができるのか質問したい。

次に、夫婦間で離婚するかどうかがまだ定まっていない段階で子どもを裁判所に連れてきて、親が離婚するかどうかを話し合う場面を見せるることは、子どもにとってトラウマになってしまうことも考えられるが、子どもを連れてきたことによって両親と子どもの関係がマイナスになってしまうようなケース、調査が上手くいかなかつたケースはないのか。

表面的な評価をした結果、我々大人は「お父さんもお母さんも子どもともっと関わった方がいい。」と結論を持っていきがちだが、実は親子の関係をスパッと切ってあげた方がいいケースもある。特に虐待をしている親との関係は大人が切ってあげないと、子どもが小さなトラウマを重ねて引きずり続けた結果、成長した後も不幸な人生を送ってしまうことが考えられるが、そのようなことはないのか。

- 今回の模擬ケースは上手く行ったケースとして紹介されたが、必ずしも全ての事件がそうではなく、もちろん苦労した事件もあると思う。1回、2回の面接で、子どもの両価性を意識した上で十分にその意思を把握できているのか、親の話を聞くことがかえって子ども自身のトラウマになることはないかについて、家裁調査官から実情を紹介されたい。

- 我々としては、子どもが迷い、とても苦しんでいる心情をよく聴いてあげたいと思っている。調査面接は、子どもに対して、父母のどちらがいいのかの決断を迫る趣旨で行うことではなく、どうしたらいいのかと一緒に考えようというスタンスで行うことが多い。一方で、最終的にはどちらかに決めなければならない状況に至ることもあるって、虐待等の事情があるような場合には、子どもの意向とは違う結論を出すこともあり得る。

子どものニーズや心情を、我々も努力して掴むわけだが、父母に対して、それが絶対的に正しいものとして提示するのではなく、今考えられる子どものニーズはこういうものではないかと提示して、父母に考えてもらうというやり方を意識している。

虐待をしている親との関係を切ることが、トラウマ体験をこれ以上重ねないと観点から子どもの利益になるのではないかという指摘についてはそのとおりである。明らかに虐待が認められる事案で、その内容を尋ねること自体が二次的被害になってしまうこともある。子どもに対して虐待の事実やその内容を確認するべきかどうかも含めて計画を立てて調査を進めている。

- 家裁調査官としては、把握した子どもの心情等を、両親の関係を考えていく上の材料にするくらいの感覚で扱う方がいいかなと思う。先ほど視聴した動画にもあったが、子どもには、自分が両親の離婚の決定に影響していると思わせない方が絶対によい。

例えば、母親と暮らすことになった子どもが、母親がずっと文句を言っていた父親と月1回面会をすることになったのは、自分のせいだと思ってしまうことを避けるために、子どものそのような側面も考えに入れた上で大人同士が話すこと、いわゆるペアレント・トレーニングが重要だと思う。高校生くらいなら大丈夫だと思うが、それ以下の年齢の子どもにとっては、自分が両親の離婚の決断の過程に影響していると思うとトラウマになってしまう。

先ほどアンケート形式の話が出たが、我々は親子関係テストというアンケート形式の手法をよく行う。これはある程度信頼性、妥当性が確立されているものだが、テストの結果を両親にフィードバックすることで、親が子どもの本心を知る参考になる場合がある。

- 親子関係テストについて、もう少し詳しく紹介いただきたい。
- 子どもが自分や両親に対する思いを書いたりして、最終的にはそれを我々が両親との面接に使ったりするものである。子どもには、我々専門職にだけ伝わるものであると告げて行う。ある程度専門性のあるアンケート用紙を使用することで、面接を行うよりも子どもが自分の気持ちを表現できる場合がある。
- 子どもの視点に気付いてもらうための動画を親に視聴させる取組はよいと思った。今ここで具体例は思い浮かばないが、こういった手法以外にも、親に子どもの視点を意識させるため方法を色々と考えていただきたいと思う。

最近の採用試験等では、エントリーシートや面接以外にSNSを調査する企業が増えている。SNSを利用する一定以上の年齢の子どもが対象になってしまうことや、専門の調査機関を介する等の問題はあるが、面接で聞ける話以外に、その子が

何に興味、関心を持っているのか、本音はどうなのか、どんな人と繋がりがあるのか等を把握できる手法であると思う。

□ 高校生くらいの子どもの把握の仕方や本心を聞き出す方法について、家裁調査官から説明されたい。

● 高学年の子どもであれば、父母の考え方や状況等が見えるようになってくる上、将来のことを見測したその子なりの意思も出てくる。一方で、父母のどちらかに強く味方をして、他方の親を激しく攻撃する事例もある。公式のようなものではなく、事例ごとにつぶさに見ていかないといけないと考えるが、高学年になると思考力、言語表現力も高まってくるので、実務においては調査面接で子どもの考えていることをしっかりと聞くことが大切ではないかと考える。

○ 高校生ともなると、教員にも簡単には心を開いてくれないため、まず信頼関係を築いてから生徒指導にあたっていくことが重要となる。そういった意味では、限られた時間であっても面談を複数回重ねていき、信頼関係を構築した上で話を進めていただきたい。

● 限られた時間での工夫としては、他者と関係を結ぶことが困難な子どもの事案であれば、必要に応じて家庭訪問を行う、手紙を書く等のコンタクトを取って徐々に関係を形成していくほか、場合によっては複数回の面接調査を行う場合もある。有限な時間をいかに効率的に使うかに悩むことが多い。

また、子どもと同居している親から、中立性に配慮した表現をお願いした上で、調査の趣旨を説明してもらったり、親が中身を見ないように封緘した手紙を手渡してもらったりして、こちらの気持ちを伝えた上で調査に臨んだりしている。面接においても、まずは世間話等の何気ない会話から始めて、信頼関係を築いてから本題に入るといった展開の仕方を工夫している。

○ 子どもが複数いる場合、それぞれの子どものニーズが異なる場合にはどうしているのか。

● きょうだいそれぞれ別人格であり、ニーズが異なることが基本である。面接は基本的に個別で行うが、場合によっては長時間子どもを待たせるデメリットもあるので、複数の家裁調査官でそれぞれの子どもの面接を行う工夫をしている。親が片方の子どもばかり可愛がっている様子がうかがえる場合には、そのことも話題に出して、子どもがどう受け止めているのかといった心情等を把握するように努めている。

○ 実務家として、何件もの面会交流の事案にも携わってきた。その中で、両親が夫婦としては不合格であっても、親としては及第点の場合には、積極的ではないにしても面会交流を受け入れるケースが多い。私が一番長く携わった事例は、子どもが保育園から中学1年生になるまでの8年間、父親が子どもと面会交流を行ったというものである。最初は子どもが保育園児なので10分から15分の面会だったが、少しずつ時間が長くなり、子どもが中学生になったときには、子どもと父親がお互いに連絡を取ることを母親が許可した。その時点から私は関与を終えたが、今でも面会交流を続けていると聞いている。

夫婦の問題ではなく、親と子の問題であると捉えてもらえると上手くいくと思

う。離婚事件を担当するときには、依頼者に、子どもの前で他方の親の悪口は絶対に言ってはいけないと伝えているが、依頼者と代理人との関係作りも重要なので、その伝え方の加減は非常に難しい。本日の内容を実務に生かしていきたいと思う。

- 本日頂いた貴重な意見を、今後の取組に生かして参りたい。